

第二次安倍内閣における立憲主義及び法の支配を否定する答弁例等

■ 第 185 回国会参議院決算委員会 平成 25 年 11 月 25 日

○小西洋之君

・・・集团的自衛権の行使は日本国憲法の条文を変えない限り絶対に不可能であると、そのことをこの国権の最高機関の国会において、政府が三権分立の責任において答弁して、その答弁が確立している。法制局長官だけではなくて、国務大臣も答弁している。そのことをいま一度確認することを求めて、四度求めて、その答弁をしない。これは本当にもうゆゆしき日本の法治国家の危機であるというふうに考えさせていただきます。

■ 第 98 回国会衆議院予算委員会 昭和 58 年 2 月 22 日

○角田（禮）政府委員

・・・集团的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います。したがって、そういう手段をとらない限りできないということになると思います。

■ 第 186 回国会参議院予算委員会 平成 26 年 2 月 5 日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

そもそも憲法には個別的自衛権や集团的自衛権についての明文の規定はないわけでございまして、これは御承知のとおりなんでしょうと思いますが、集团的自衛権の行使が認められるという判断も政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能であり、憲法改正が必要だという指摘は、これは必ずしも当たらないと我々は考えているところでございまして。

■ 第 136 回国会衆議院予算委員会 平成 8 年 2 月 27 日

○大森（政）政府委員

・・・政府がその政策のために従来の憲法解釈を基本的に変更するということは、政府の憲法解釈の権威を著しく失墜させますし、ひいては内閣自体に対する国民の信頼を著しく損なうおそれもある、憲法を頂点とする法秩序の維持という観点から見ましても問題があるというふうに考えているところでございます。

■ 第 186 回国会参議院本会議 平成 26 年 4 月 4 日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

・・・政府としては、懇談会から報告書が提出された後に、内閣法制局の意見も踏まえつつ、与党とも相談の上、対応を検討した後、仮に憲法解釈の変更を行うこととなる場合には、閣議決定を行い、国会で御議論をいただくことを考えております。

さらに、仮に憲法解釈の変更が行われても、集团的自衛権を実際に行使するためには関連する一連の法律を改正する必要があり、国会で御議論をいただくこととなります。したがって、このような方法が法的安定性を損なうとは考えておりません。